

就業日数の換算等について

	能力評価を受けようとする建設技能者の就業期間	就業期間の計算方法等
A	建設キャリアアップシステムの利用開始前の就業期間 (経過措置として経歴証明を利用する場合)	<p>①就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数による。</p> <p>②建設業を離職していた期間は、就業期間に含めない。</p> <p>③①及び②により計算した就業月数を就業年数に換算する場合は、12月をもって1年とみなす。</p> <p><計算例> 就業期間:平成26年4月1日～平成31年5月25日 → 平成26年4月～平成31年5月 → 5年2月 → 5年 + 2/12年 → 5.1666…年 → 5.16年(少数点第3位以下を切り捨て)</p>
B	建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数を用いる場合	<p>①就業日数を、就業年数に換算する場合は、215日をもって1年とみなす。</p> <p><計算例> 平成31年6月～平成33年3月の期間において建設キャリアアップシステム蓄積された就業日数400日 → 400/215年 → 1.8604…年 → 1.86年(少数点第3位以下を切り捨て)</p>
<p>職長又は班長としての就業日数についても、同様の考え方に基づき計算を行う</p>		